

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則及び竹原広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十一年十月二十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十四号

竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則及び竹原広域

行政組合の管理職員等の範囲を定める規則を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

一 竹原・波方間自動車航送船組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十五年広島県人事委員会規則第十五号）

二 竹原広域行政組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十八年広島県人事委員会規則第十一号）

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。